

## 次期病院事業交付金（一般会計繰入金）について

地方公営企業法により、一般会計が負担することとされている経費について、交付金として繰入れているもの。中長期的なビジョンをもって経営していくことが可能となる等、メリットが大きいことから、運営費及び機器整備に係る定額繰入れ（枠内分）については、H18年度から5年間を区切りとした総額設定による交付金制度を採用している。

なお、次期交付金についても、繰入項目に変更はない見込み。

## 1 令和元年度繰入額

単位：千円

項目	総務省通知	中央病院	厚生病院	計
企業債償還利子	第5-1	105,030	48,796	153,826
結核病床確保経費	第5-4	117,579	0	117,579
感染症医療確保経費	第5-6	35,860	22,672	58,532
リハビリテーション医療経費	第5-7	50,019	49,322	99,341
周産期医療確保経費	第5-8	6,858	0	6,858
救急医療確保経費	第5-10	73,613	12,654	86,267
救命救急センター運営費	第5-10	222,968	0	222,968
ICU運営費	第5-10	0	67,382	67,382
放射線治療経費	第5-11	0	1,974	1,974
未熟児診療経費	第5-11	66,605	73,822	140,427
病理解剖経費	第5-11	5,842	288	6,130
骨髄移植経費	第5-11	12,574	0	12,574
看護師養成所経費	第5-12	56,788	57,059	113,847
院内保育所運営経費	第5-13	7,524	13,800	21,324
保健衛生行政経費	第5-15	18,847	13,577	32,424
研究研修費	第5-16(1)	17,702	11,284	28,986
共済費追加費用	第5-16(3)	194,859	121,293	316,152
基礎年金拠出金公的負担経費	第10-3	72,643	45,354	117,997
児童手当経費	第10-4	43,232	31,432	74,664
枠内交付金（機器）加配分	第5-1	70,436	10,302	80,738
収益的収支予算に係る繰入小計		1,178,979	581,011	1,759,990
児童手当経費	第10-4	0	0	0
建設改良費	第5-1	292,390	0	292,390
企業債元金償還金	第5-1	381,342	255,373	636,715
資本的収支予算に係る繰入小計		673,732	255,373	929,105
合計		1,852,711	836,384	2,689,095

総務省通知（法で規定する繰入をより明確化し、毎年通知。一般会計が繰り出す際に地方交付税で措置）

- |                     |                              |
|---------------------|------------------------------|
| 第5 病院事業             | 1 4 附属診療所の運営に要する経費           |
| 1 病院の建設改良に要する経費     | 1 5 保健衛生行政事務に要する経費           |
| 2 へき地医療の確保に要する経費    | 1 6 経営基盤強化対策に要する経費           |
| 3 不採算地区病院の運営に要する経費  | (1) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費      |
| 4 結核医療に要する経費        | (2) 保健・医療・福祉の共同研修等に要する経費     |
| 5 精神医療に要する経費        | (3) 病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費 |
| 6 感染症医療に要する経費       | (4) 公立病院改革の推進に要する経費          |
| 7 リハビリテーション医療に要する経費 | (5) 医師確保対策に要する経費             |
| 8 周産期医療に要する経費       | 第10 その他                      |
| 9 小児医療に要する経費        | 3 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負   |
| 10 救急医療の確保に要する経費    | に要する経費                       |
| 11 高度医療に要する経費       | 4 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費      |
| 12 看護師養成所の運営に要する経費  |                              |
| 13 院内保育所の運営に要する経費   |                              |

## 2 次期交付金について（案）

- 現行の交付金（H28～R2）フレームは維持し、期間はR3～7の5年間とする。
- 繰入金額については、令和3年度当初予算要求の中で精査していく。

（1）総務省繰出基準に基づく現行の交付金の繰出項目は変更しない。

①運営費

- ・繰出項目ごとに定額を交付

②医療機器（枠内）

- ・現行の繰入枠／年
  - 中央病院：1.5億円
  - 厚生病院：1.0億円

③医療機器（枠外）＋施設整備

- ・引き続き、年度ごとに要求し、1件査定により予算を確保していく。

（2）繰入金額については、来年度当初予算要求の中で精査していく。

- ・令和3年度当初予算要求…10月～年明け頃
- ・一般会計の財政事情も厳しい中ではあるが、病院経営に必要な枠予算の確保に努めていく。